

国民健康保険給付費等交付金 ガイドライン

厚生労働省保険局国民健康保険課

(2) 都道府県繰入金分（2号分）

- 都道府県繰入金による特別交付金については、地域の特殊な実情に応じたきめ細かい調整を行うことや医療費適正化インセンティブ、将来的に保険料水準の統一化を図るための取組を促進させること等の役割を有することを基本的な考え方とするが、その交付事由については、都道府県が連携会議等の場で協議を行い、あらかじめ交付要綱等に定めておく必要がある。
- 2号繰入金による特別交付金の交付時期については、国の調整交付金が毎年度9月及び4月に交付されていることを前提に市町村の資金需要に適切に対応できるとともに、市町村の交付申請に係る事務負担にも留意して決めることが望まれる。また、市町村の事業運営に支障が生じないう、年度当初に重点的に支払うことが望ましい。
- 国の特別調整交付金の整理を踏まえ、2号繰入金による特別交付金の交付事由の具体的な例は後述する。

(別紙) 2号繰入金による特別交付金の具体的交付事由例

2号繰入金による特別交付金の具体的交付事由は、都道府県が、地域の実情に応じ、都道府県内市町村の意見を踏まえ検討するものであるが、例えば、以下①～⑥までの交付事由が考えられる。

- ① 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第1号～第12号、附則第7条の交付額等の補完的な交付
 - ・ 保険者の責によらないで医療費が高くなっている場合や災害等にあった保険者について、国が交付する特別調整交付金（国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第1号～第12号及び附則第7条）においては交付要件に該当しないもの、交付の対象外となる額の部分に対して、都道府県の判断により財政支援すべきとされるもの
- ② 保険者努力支援制度の補完的な交付
 - ・ インセンティブ措置を強化する観点から、保険者努力支援制度の国交付額の上乗せを行うもの
 - ・ 市町村としての医療費適正化に向けた取組（医療費通知の実施、医療費適正化・収納率向上に係る特別対策事業及び各種保健事業等）に対する財政負担として、都道府県ごとの基準（事業実施実績）による繰入が望ましいもの
 - ・ 保険者の取組が医療費の適正化、収納率の向上などに資した結果に対して、都道府県ごとの基準（成績評価）によるインセンティブとして繰入が望ましいもの等が考えられる。また、特に、都道府県が策定する「都道府県国民健康保険運営方針」に沿った市町村の取組を推進するもの
- ③ 国保運営方針に定められた、保険料収納率目標や赤字解消計画の達成など財政健全化や将来の保険料水準の統一化に資する取組に対するインセンティブとしての交付
 - ・ 保険料収納率目標の達成状況や、市町村国保特別会計における決算補填等を目的とする一般会計繰入と前年度繰上充用金の新規増加分の解消・削減の推進など、財政運営の健全化・将来の保険料水準の統一化の促進を図るためのもの

- ④ 都道府県国民健康保険運営方針を踏まえ、資格管理や給付、保険料の賦課・徴収等の市町村事務の標準化、効率化、広域化を推進する取組や、システム改修経費等の財政負担に対する交付
 - ア 保険料収納率の向上に向けた、滞納整理機構等を活用した滞納処分
 - イ 医療費適正化に向けた、複数の市町村をまたいで広域的に行う保健事業
 - ウ 市町村の保険者事務の共同化に必要なかかり増し経費（システム改修、広報活動、会議経費）
(注) 都道府県国民健康保険運営方針に定められた数値目標を達成していないことに着目して減額することは望ましくない。
- ⑤ 都道府県が策定する健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画を踏まえた取組に対する交付
 - ア 健康増進計画により市町村の取組とされたものに対する交付
 - イ 都道府県の医療計画策定に資するよう、地域の医療ニーズの把握の取組に対する交付
- ⑥ 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の廃止等に伴う保険料額の増加抑制
保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の廃止等に伴う保険料の増加に対する負担の緩和措置を講ずるもの